

交通反則通告制度とは？

切符への押印や指印は必ずしないといけない？



切符への押印や指印は任意です。
交通反則通告制度の適用を受けるか
は、違反した人が選択できます。

【交通反則通告制度とは】

- 交通反則通告制度は、反則金相当額を仮納付し、又は反則金を納付すれば刑罰が科されなくなる（少年については家庭裁判所の処分も受けなくなる）という制度です。
- 反則金相当額を仮納付する方法
仮納付するときは、仮納付の期限内に金融機関の窓口へ納付書記載の金額を添えて納めてください。仮納付の期限は、告知を受けた日の翌日から起算して7日目の日（納付書の納付期限欄記載の日）です。仮納付の場所は、日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局（簡易郵便局を含む。）。ただし、一部の金融機関を除く。）です。
- 仮納付をした場合
仮納付をした場合には、告知を受けた日からおおむね2週間目の日に、警察本部長が公示して通告（鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センターにおいて告知年月日と告知書番号を氏名にかえて掲示して行います。）を行います。その場合には、その仮納付は反則金の納付とみなされ、表記違反について刑罰が科せられなくなります（少年の場合は家庭裁判所の処分も受けなくなります。）。
- 仮納付をしなかった場合
仮納付をしなかった場合には警察本部長が反則金の納付を通告します。出頭の日時、場所を告知されているときは、出頭した際にその通告を行います。
郵便で通告書を送付された場合には、通告書の送付費用も併せて納付しなければなりません。
反則金の納付は任意です。通告を受けた日の翌日から起算して10日以内に反則金を納付した場合には、刑罰が科せられなくなり、又は家庭裁判所の処分を受けなくなりますが、この期間内に納付しなかった場合には、刑事訴訟手続又は少年審判手続で処理されることとなります。

【切符への押印や指印は必ずしないといけないのか】

交通反則通告制度の適用を受けるか、それを拒否するかは、違反した人が選択することになります。また、交通反則告知書を警察官が作成した場合、供述書欄に署名とともに押印又は指印を求めますが、これについても同様で強制するものではありません。